

深夜販売・販売時間について

○ 深夜販売

(深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討)

○ 販売時間

(展示時間や休息時間等の具体的数値規制の検討)

1. 現状

(1) 法制度 (主な関連条文等)

- 法第 21 条第 1 項 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 規則第 8 条 法第 21 条第 1 項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
 - 一～七 略
 - 八 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。
- 細目(告示)第 5 条第 1 号 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。
 - リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
 - ヌ 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。

2. 主な論点

(1) 現在は、深夜の販売規制はないが、規制の必要性はあるか。

なお、動物の飼養管理の方法として、細目(告示)において「必要に応じて運動の時間を設ける」や「必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設ける」としている。

(2) 深夜販売について、深夜の販売の規制とするのか、若しくは深夜の生体展示の規制とするのか。

(3) 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。またその理由。

(4) 具体的数値：夜何時までが適当か。朝は何時からか。1日の総展示時間や展示

中の休息時間等は必要か（成熟個体・幼齢個体別か）。

（５）法律で規制するのか、施行規則や細目等で規制するのか、若しくはガイドラインとするのか。

（６）施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

3. 深夜販売・販売時間の問題点等

- ・ 生体へのストレス等の健康影響に配慮が必要。

4. 主な意見

（１）動物愛護団体等

- ・ 深夜販売は禁止（夜８時以降の生体展示は禁止等）。
- ・ 販売時間は、成熟個体は１日８時間までで、途中で休息時間を設ける等。幼齢個体はさらに配慮必要。

（２）業界団体等

（禁止に肯定的な意見）

- ・ 深夜販売は禁止（夜８時以降の生体展示は禁止等）。

（禁止に否定的な意見）

- ・ 深夜販売は、業界より夜８時以降の販売を行わないとする指導等が行われていることから、当面はこの自主規制に任せるべき。
- ・ 深夜販売は、店舗販売に比べて犬猫生体にとって悪い影響がでるという認識はない。

5. 科学的知見

- ① 「YASURO TAKAHASHI, SHIGEMITSU EBIHARA, YOSHIKO NAKAMURA and KIYOHISA TAKAHASHI (1981). A Model of Human Sleep-Related Growth Hormone Secretion in Dogs: Effects of 3, 6, and 12 Hours of Forced Wakefulness on Plasma Growth Hormone, Cortisol, and Sleep Stages. *The Endocrine Society, Vol. 109, No. 1 (1981) 262-272*」 （文献資料 1-1）
 - ・ イヌ（成イヌ）において、断眠中は成長ホルモンが分泌されず、断眠を終えるとききれいなピークが認められる旨のデータ。
- ② 「M. -F. WU, J. JOHN, N. MAIDMENT, H. A. LAM, AND J. M. SIEGEL. Hypocretin release in normal and narcoleptic dogs after food and sleep deprivation, eating, and movement. *Am J Physiol Regul Integr Physiol. 283 (2002) R1079-R1086*」 （文献資料 1-2）
 - ・ 断眠による Hypocretin（オレキシン）の分泌に関するデータ。
- ③ 「Cristina Gobello, Yanina A. Corrada, Gervasio L. Castex, Rodolfo L. de la Sota, Rodolfo G. Goya. Secretory patterns of growth hormone in dogs: circannual, circadian,

and ultradian rhythms. *The Canadian Journal of Veterinary Research*. 66(2002)108-111」
(文献資料 1-3)

- ・ 犬の成長ホルモンの分泌パターンのデータ。

④ 「MASAZUMI KAWAKAMI, FUKUKO KIMURA and CHENG-WEI TSAI. CORRELATION OF GROWTH HORMONE SECRETION TO SLEEP IN THE IMMATURE RAT. *J. Physiol.* (1983), 339, pp. 325-337」 (文献資料 1-4)

- ・ ラットで睡眠時に成長ホルモンが分泌されるデータ。

⑤ 「WARREN C. STERN, JOHN E. JALOWIEC, HARLAN SHABSHELOWITZ, and PETER J. MORGANE. Effects of Growth Hormone on Sleep-Waking Patterns in Cats. *HORMONES AND BEHAVIOR*, 6(1975)189-196」 (文献資料 1-5)

- ・ ネコの睡眠と成長ホルモンの関係。

6. 海外の規制

(1) ドイツ

- ・ 自然採光がほとんど出来ない室内の場合は、自然の昼夜の長さに合わせて照明を施さねばならない。(動物保護法 犬に関する政令第5条1項)

(2) 米国

- ・ 室内の飼養施設では、動物へ規則的な日周性の自然光または人工照明を与えなければならない。(連邦規則集 9 卷 3 条 3 項)

7. 国内の類似規制の法令

(1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号)

(営業時間の制限)

第 13 条 風俗営業者は、午前零時(都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日)にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時)から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。

(2) 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)

(労働時間)

第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(休憩)

第34条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少くとも四十五分、八時間を超える場合には少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

(深夜業)

第61条 使用者は、満十八才に満たない者を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によつて使用する満十六才以上の男性については、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

3 交替制によつて労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

4 前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日
に労働させる場合又は別表第一第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる事業若しくは
電話交換の業務については、適用しない。

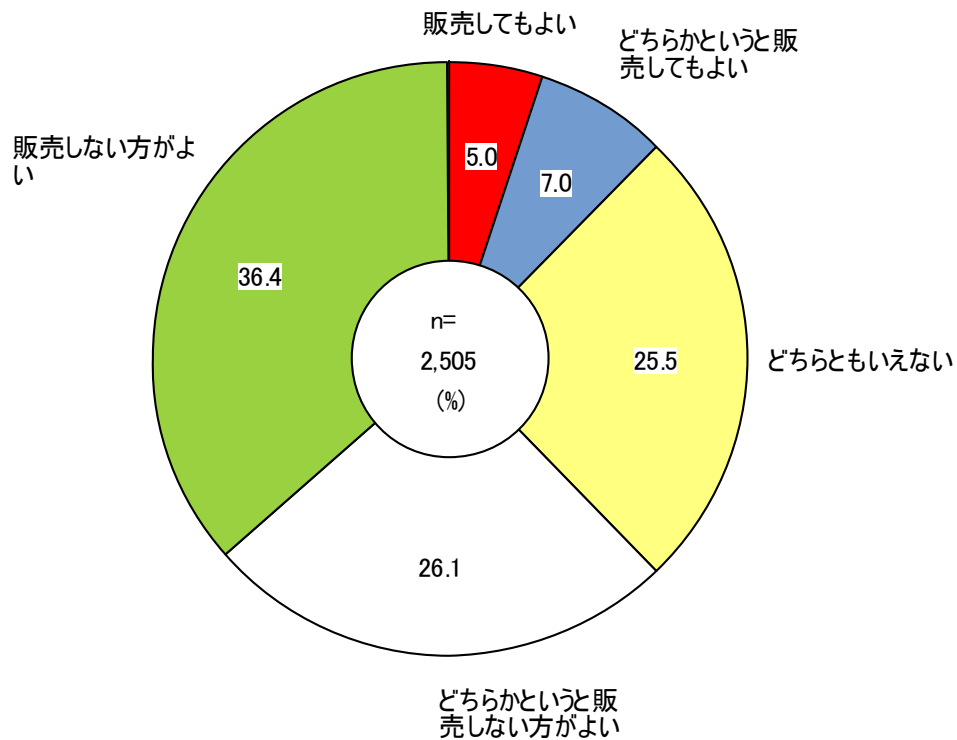
5 第一項及び第二項の時刻は、第五十六条第二項の規定によつて使用する児童について
は、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前
六時とする。

8. その他関連資料(別紙添付)

- 深夜営業による動物の販売についての考え(アンケート調査)

深夜営業による動物の販売についての考え

一般国民調査アンケートとして、平成22年に一般市民2,505名を対象に、インターネットによるアンケート調査を実施した。



○平成22年 環境省調べ